

佐賀労働局発表
令和 5年 12月 22 日(金)

【照会先】
佐賀労働局職業安定部職業対策課
課長 高尾 正昭
障害者雇用担当官 上河 佳子
(電話) 0952-32-7217

令和 5年 障害者雇用状況の集計結果 ～民間企業の実雇用率は 10 年連続で過去最高を更新～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率 民間企業の場合は 2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

佐賀労働局(局長 重河 真弓)では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和 5 年の「障害者雇用状況」について集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> 法定雇用率 2.3%

○精神障害者雇用者数は過去最高、実雇用率は 10 年連続で過去最高を更新

- ・精神障害者雇用者数は 459.0 人、対前年比 7.9% (33.5 人) 増加
- ・実雇用率 2.80%、対前年比 0.04 ポイント上昇〔全国平均 2.33%、全国 5 位〕

○法定雇用率達成企業の割合は、67.9%

- ・対前年比 1.3 ポイント上昇〔全国平均 50.1%、全国 2 位〕
- 対象企業数 633 社、達成企業数 430 社

<地方公共団体> 法定雇用率 2.6%、県の教育委員会は 2.5%

○県の機関及び教育委員会は、4 機関中 4 機関で法定雇用率達成

- ・県の機関:雇用障害者数 124.5 人 (111.0 人)、実雇用率 2.91% (2.63%)
- ・県の教育委員会:雇用障害者数 200.5 人 (195.5 人)、実雇用率 2.61% (2.56%)

○市町の機関は、31 機関中 23 機関で法定雇用率達成

- ・雇用障害者数 280.0 人 (273.0 人)、実雇用率 2.56% (2.51%)

<独立行政法人等> 法定雇用率 2.6%

○雇用障害者数 18.5 人 (20.0 人)、実雇用率 2.11% (2.30%) で法定雇用率未達成

※() は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は 2591.5人で、前年より2.8%（74.0人）減少した。
- ・ 障害別にみると、身体障害者は 1,381.5人（対前年比6.0%減）、知的障害者は751.0人（同2.5%減）、精神障害者は459.0人（同7.9%増）と、精神障害者は前年より増加し過去最高となった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.80%（前年は2.76%）で全国5位、法定雇用率達成企業の割合は67.9%（同66.6%）で全国2位となった。

〔総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で676.0人（前年は681.5人）、100～300人未満で919.0人（同919.0人）、300～500人未満で324.0人（同329.5人）、500～1,000人未満で332.5人（同373.5人）、1,000人以上で340.0人（同362.0人）と、100～300人未満を除く企業規模で前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で3.22%（前年は3.22%）、100～300人未満で2.73%（同2.72%）、300～500人未満で2.49%（同2.46%）、500～1,000人未満で2.99%（同2.83%）、1,000人以上で2.49%（同2.40%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.80%（同2.76%）と比較すると、43.5～100人未満及び500～1,000人未満規模企業は上回っているが、100～300人未満、300～500人未満及び1,000人以上規模企業は下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満が66.4%（前年は66.3%）、100～300人未満が70.2%（同70.0%）、300～500人未満が63.2%（同55.0%）、500～1,000人未満が78.9%（同63.6%）、1,000人以上が62.5%（同42.9%）となり、全ての規模の区分で前年より上昇した。〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「医療、福祉」の934.5人（前年は988.0人）が最も多く、「製造業」の764.0人（同795.5人）、「卸売業、小売業」の242.5人（同237.0人）と続いている。

- ・実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」で5.35%（前年は4.93%）、「医療、福祉」で3.64%（同3.47%）、「サービス業」で2.84%（同3.03%）が民間企業全体の実雇用率2.80%を上回った。

〔詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・令和5年の法定雇用率未達成企業は203社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、75.9%を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は107社で、未達成企業に占める割合は、52.7%となっている。

〔詳細表1(4)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

県の機関に在職している障害者の数は124.5人（111.0人）で、前年より12.2%（13.5人）増加しており、実雇用率は2.91%（2.63%）と、前年に比べ0.28ポイント増加した。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 市町の機関（法定雇用率2.6%）

市町の機関に在職している障害者の数は280.0人（273.0人）で、前年より2.6%（7.0人）増加しており、実雇用率は2.56%（2.51%）と、前年に比べ0.05ポイント増加した。

31機関中23機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)〕

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.5%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は200.5人（195.5人）で、前年より2.6%（5.0人）増加しており、実雇用率は2.61%（2.56%）と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)、4(3)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は18.5人で、前年より7.5%（1.5人）低下しており、実雇用率は2.11%（2.30%）と、前年に比べ0.19ポイント低下した。

〔総括表3、詳細表3、4(4)〕

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	92,466.5人	2,591.5人	2.80%	430/633	67.9%
	(96,735.5人)	(2,665.5人)	(2.76%)	(427/641)	(66.6%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	4,284.5人	124.5 人	2.91%	3/3	100.0%
	(4,215.5人)	(111.0人)	(2.63%)	(3/3)	(100.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	10,957.0人	280.0 人	2.56%	23/31	74.2%
	(10,890.5人)	(273.0人)	(2.51%)	(24/30)	(80.0%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

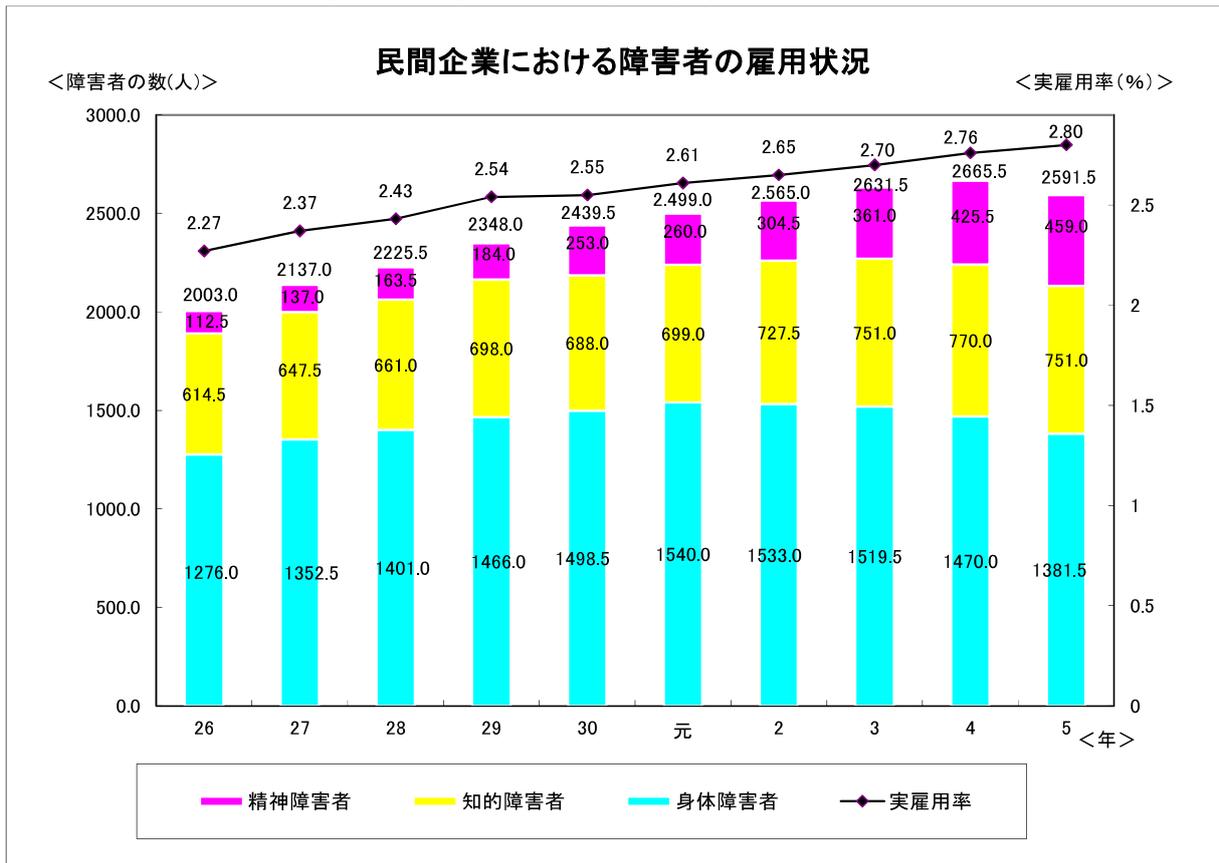
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	7,681.5人	200.5 人	2.61%	1/1	100.0%
	(7,644.0人)	(195.5人)	(2.56%)	(1/1)	(100.0%)

3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.6%)

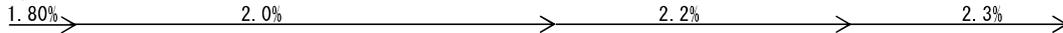
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	876.5人	18.5 人	2.11%	0/1	0.0%
	(869.5人)	(20.0人)	(2.30%)	(0/1)	(0.0%)

- 注 1. 1の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
4. 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. () 内は、令和4年6月1日現在の数値である。
6. 市町の機関には、市町の教育委員会(法定雇用率2.5%が適用される教育委員会を除く)を含むものである。
7. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年4月から平成30年3月までは50人以上規模、平成30年4月から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年度まで
 - 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年度以降
 - 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 平成23年度以降
 - 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 身体障害者である短時間労働者
 - (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 知的障害者である短時間労働者
 - (知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 精神障害者である短時間労働者
 - (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

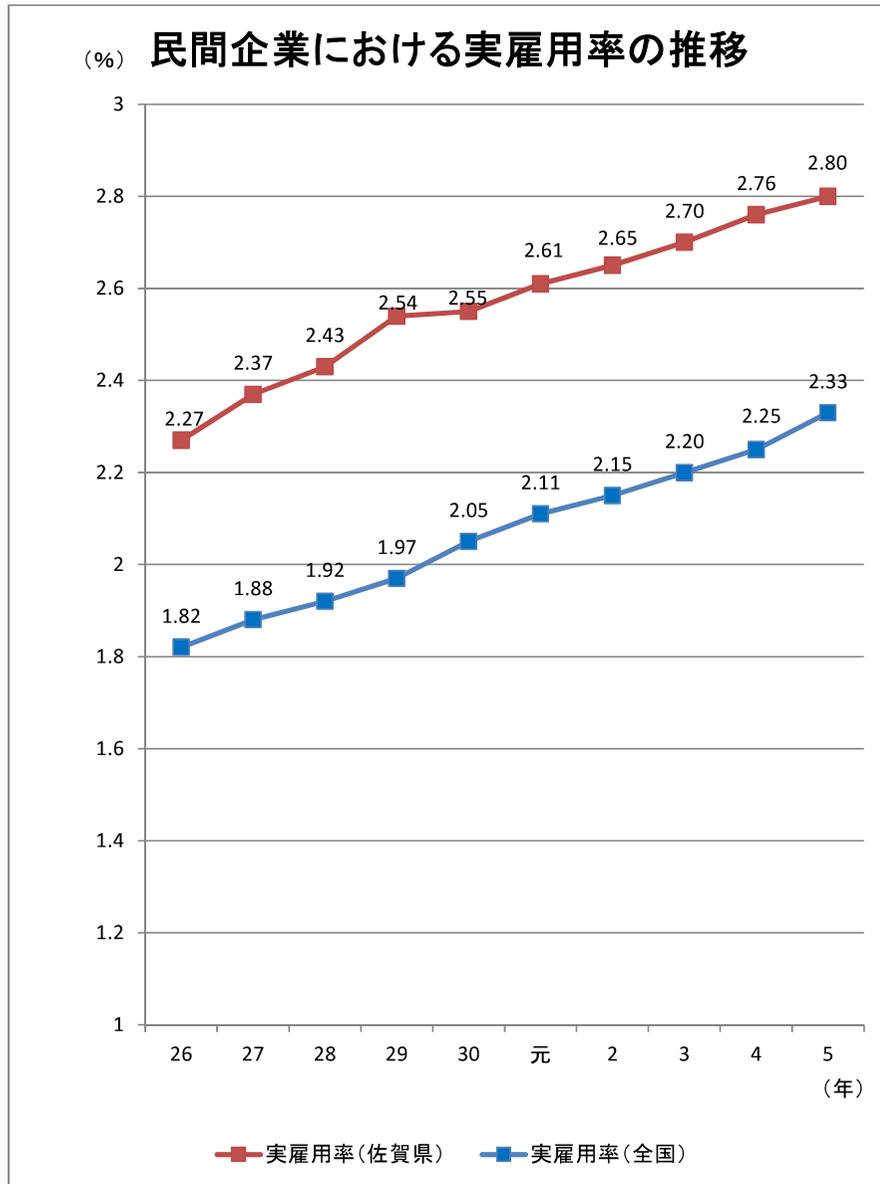
平成30年度から令和4年度までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人を1カウントしている。

- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

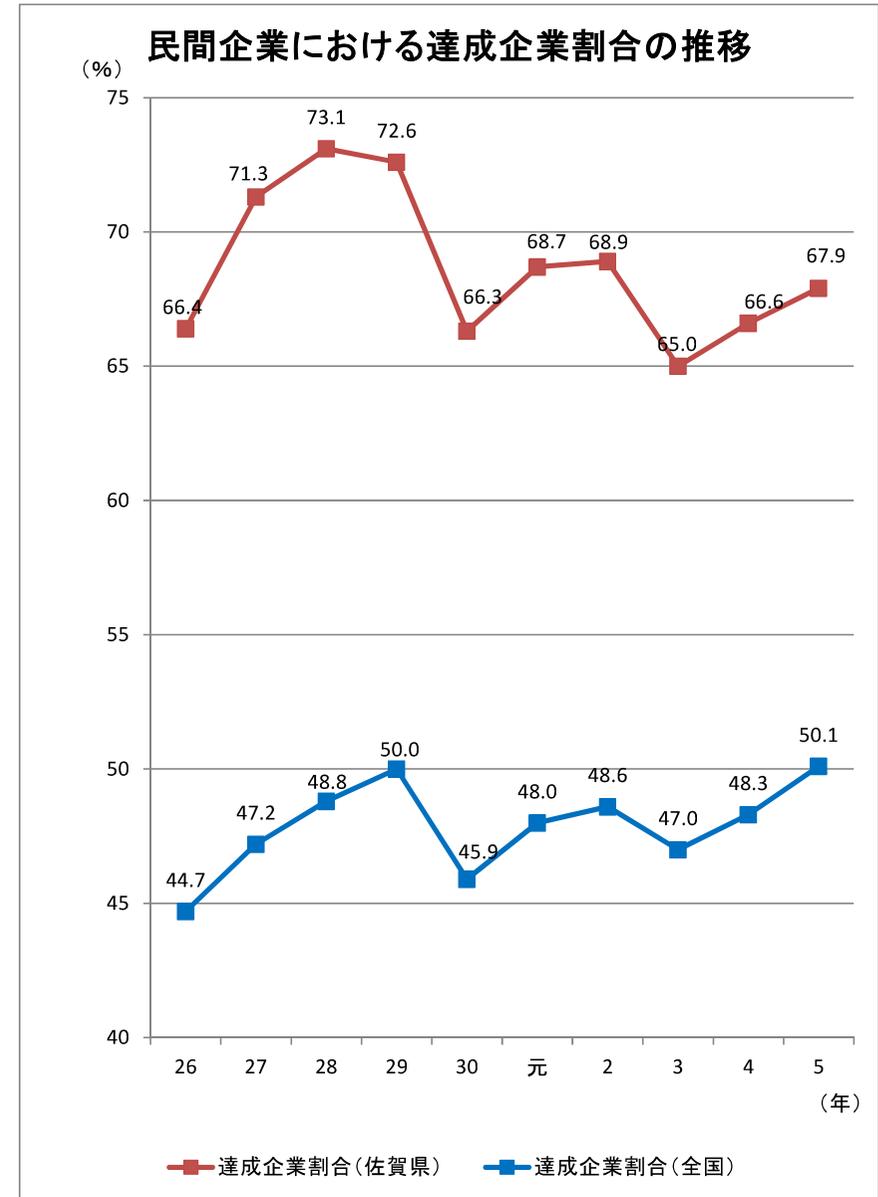
令和5年度以降、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成30年3月までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

(2) 民間企業における実雇用率の推移

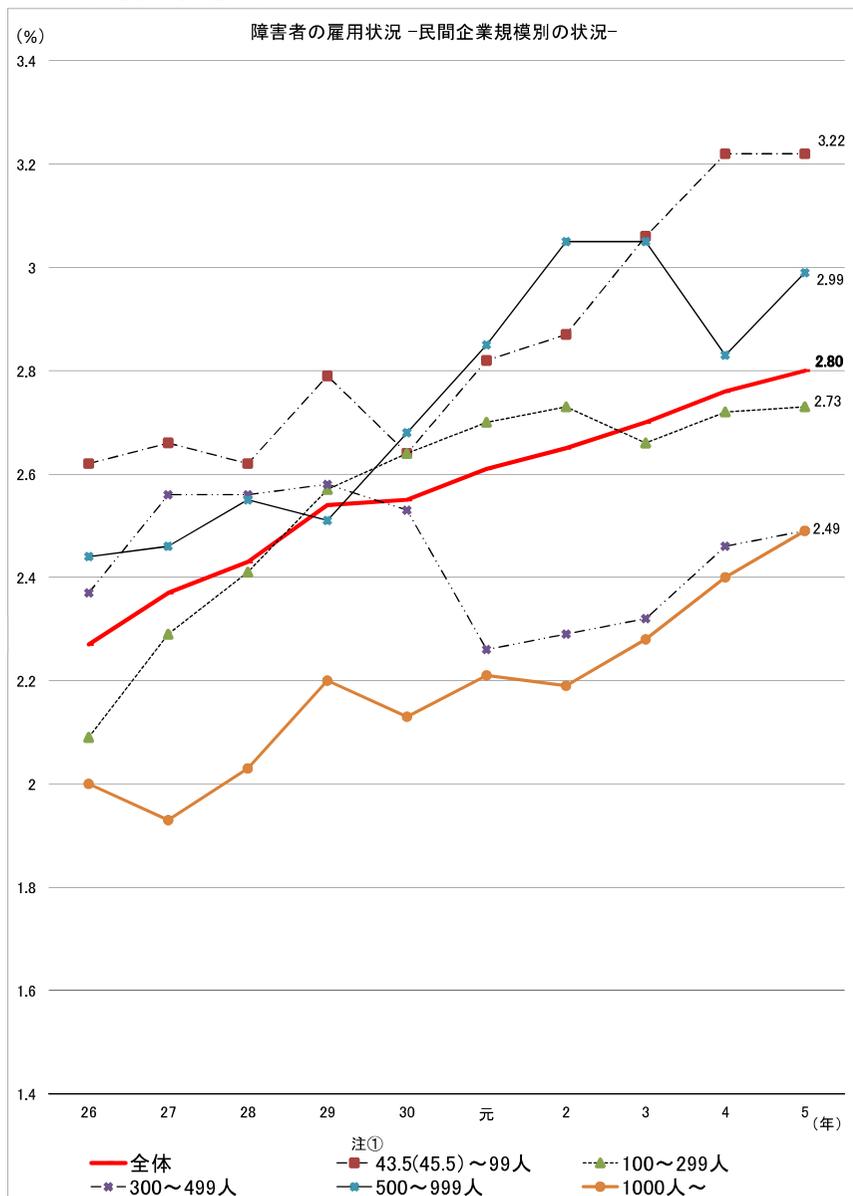


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



(4) 企業規模別実雇用率

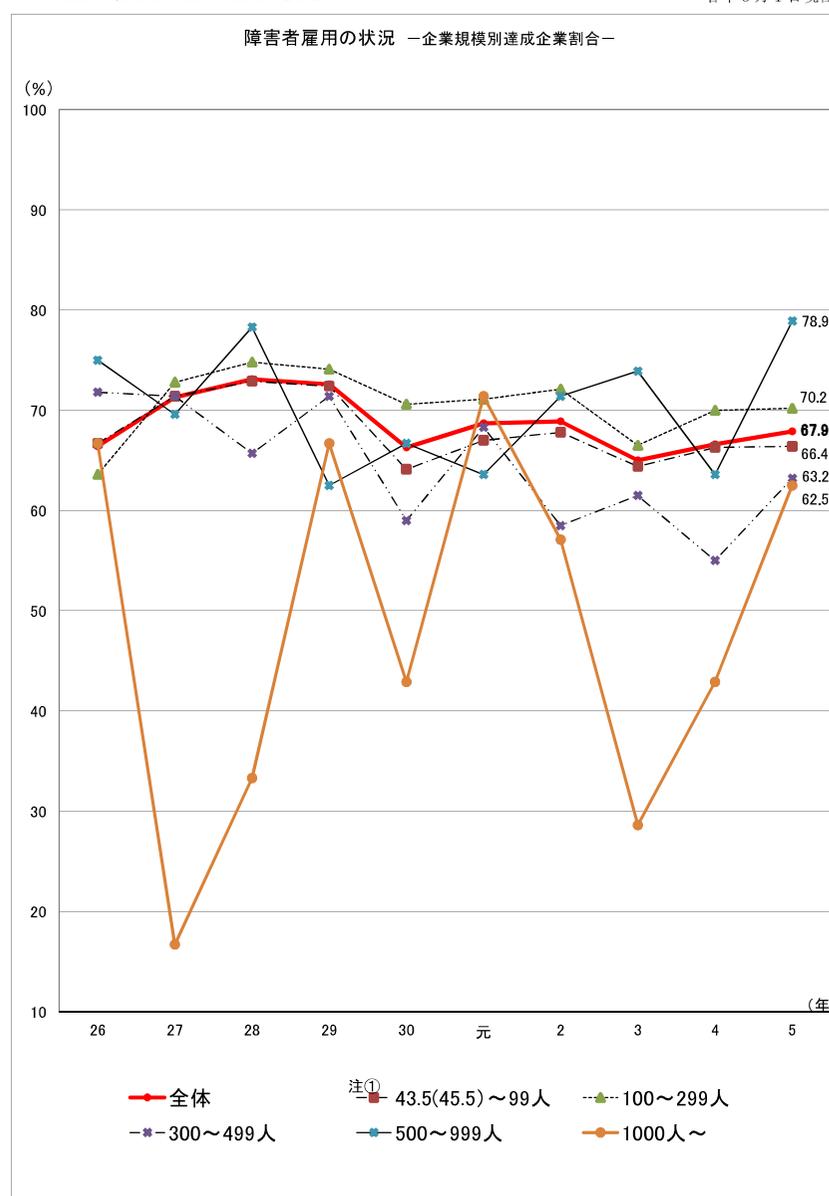
各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満
 注① 平成29年までは、50~100人未満
 注① 令和2年までは、45.5~100人未満
 注① 令和3年からは、43.5~100人未満

(5) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満
 注① 平成29年までは、50~100人未満
 注① 令和2年までは、45.5~100人未満
 注① 令和3年からは、43.5~100人未満

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
 - (43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
 - 〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
- (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）

(1) 概況

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分 (注6)			
民間企業 (2.3%)	企業 633 (641)	人 92,466.5 (96,735.5)	人 444 (463)	人 90 (92)	人 1,521 (1,522)	人 185 (251)	人 2,591.5 (2,665.5)	人 201.0 (233.0)	% 2.80 (2.76)	企業 430 (427)	% 67.9 (66.6)

[1. (1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
民間企業 (2.3%)	人 2,591.5 (2,665.5)	人 327 (340)	人 41 (56)	人 640 (685)	人 93 (98)	人 1,381.5 (1,470.0)	人 71.5 (92.5)	人 117 (123)	人 49 (36)	人 422 (442)	人 92 (92)	人 751.0 (770.0)	人 47.5 (47.0)	人 299 (308)	人 160 (148)	人 160 (87)	人 459.0 (425.5)	人 82.0 (93.5)

[1. (1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分 (注6)			
規模計	企業 633 (641)	人 92,466.5 (96,735.5)	人 444 (463)	人 90 (92)	人 1,521 (1,522)	人 185 (251)	人 2,591.5 (2,665.5)	人 201.0 (233.0)	% 2.80 (2.76)	企業 430 (427)	% 67.9 (66.6)
43.5～100人未満	333 (335)	21,006.0 (21,191.5)	86 (93)	31 (28)	435 (415)	76 (105)	676.0 (681.5)	60.0 (80.0)	3.22 (3.22)	221 (222)	66.4 (66.3)
100～300人未満	235 (237)	33,673.5 (33,823.5)	152 (158)	43 (38)	542 (524)	60 (82)	919.0 (919.0)	55.0 (65.5)	2.73 (2.72)	165 (166)	70.2 (70.0)
300～500人未満	38 (40)	13,016.5 (13,421.5)	62 (63)	8 (4)	182 (189)	20 (21)	324.0 (329.5)	18.0 (26.0)	2.49 (2.46)	24 (22)	63.2 (55.0)
500～1,000人未満	19 (22)	11,132.0 (13,217.0)	72 (72)	4 (9)	174 (206)	21 (29)	332.5 (373.5)	21.0 (27.5)	2.99 (2.83)	15 (14)	78.9 (63.6)
1,000人以上	8 (7)	13,638.5 (15,082.0)	72 (77)	4 (13)	188 (188)	8 (14)	340.0 (362.0)	47.0 (34.0)	2.49 (2.40)	5 (3)	62.5 (42.9)

注 [1. (1)①表の注]と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
規模計	人 2,591.5 (2,665.5)	人 327 (340)	人 41 (56)	人 640 (685)	人 93 (98)	人 1,381.5 (1,470.0)	人 71.5 (92.5)	人 117 (123)	人 49 (36)	人 422 (442)	人 92 (92)	人 751.0 (770.0)	人 47.5 (47.0)	人 299 (308)	人 160 (148)	人 160 (87)	人 459.0 (425.5)	人 82.0 (93.5)
43.5～100人未満	676.0 (681.5)	55 (56)	15 (18)	143 (141)	39 (42)	287.5 (292.0)	/	31 (37)	16 (10)	137 (149)	37 (43)	233.5 (254.5)	/	60 (65)	95 (80)	95 (60)	155.0 (135.0)	/
100～300人未満	919.0 (919.0)	115 (118)	16 (18)	244 (263)	30 (35)	505.0 (534.5)	/	37 (40)	27 (20)	146 (148)	30 (28)	262.0 (262.0)	/	118 (104)	34 (28)	34 (9)	152.0 (122.5)	/
300～500人未満	324.0 (329.5)	46 (47)	6 (3)	88 (98)	10 (9)	191.0 (199.5)	/	16 (16)	2 (1)	50 (50)	10 (9)	89.0 (87.5)	/	35 (37)	9 (7)	9 (4)	44.0 (42.5)	/
500～1,000人未満	332.5 (373.5)	53 (54)	3 (7)	83 (92)	10 (7)	197.0 (210.5)	/	19 (18)	1 (2)	34 (43)	11 (6)	78.5 (84.0)	/	39 (59)	18 (28)	18 (12)	57.0 (79.0)	/
1,000人以上	340.0 (362.0)	58 (65)	1 (10)	82 (91)	4 (5)	201.0 (233.5)	/	14 (12)	3 (3)	55 (52)	4 (6)	88.0 (82.0)	/	47 (43)	4 (5)	4 (2)	51.0 (46.5)	/

注 [1. (1)②表の注]と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神 障害者である短 時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規 雇用分 (注6)			
産業計	企業 633 (641)	人 92,466.5 (96,735.5)	人 444 (463)	人 90 (92)	人 1,521 (1,522)	人 185 (251)	人 2,591.5 (2,665.5)	人 201.0 (233.0)	% 2.80 (2.76)	企業 430 (427)	% 67.9 (66.6)
建設業	28 (26)	3,220.0 (3,095.5)	21 (20)	2 (3)	41 (38)	2 (2)	86.0 (82.0)	3.0 (4.0)	2.67 (2.65)	25 (22)	89.3 (84.6)
製造業	176 (180)	29,389.5 (30,739.5)	151 (164)	9 (7)	445 (450)	16 (21)	764.0 (795.5)	50.0 (39.0)	2.60 (2.59)	128 (124)	72.7 (68.9)
情報通信業	14 (15)	1,820.0 (1,829.5)	8 (10)	1 (0)	8 (8)	0 (0)	25.0 (28.0)	2.0 (4.0)	1.37 (1.53)	4 (6)	28.6 (40.0)
運輸業、郵便業	40 (40)	5,049.0 (4,986.0)	27 (26)	4 (4)	60 (57)	4 (2)	120.0 (114.0)	2.5 (13.0)	2.38 (2.29)	27 (25)	67.5 (62.5)
卸売業、小売業	80 (85)	9,839.0 (10,175.5)	46 (40)	10 (10)	133 (135)	15 (24)	242.5 (237.0)	12.5 (10.0)	2.46 (2.33)	50 (52)	62.5 (61.2)
金融業、保険業	12 (12)	3,107.5 (3,202.5)	9 (12)	0 (1)	34 (35)	1 (1)	52.5 (60.5)	1.0 (4.0)	1.69 (1.89)	4 (5)	33.3 (41.7)
不動産業、物品賃 貸業	6 (4)	501.5 (408.0)	0 (0)	0 (0)	6 (2)	1 (0)	6.5 (2.0)	4.0 (0.0)	1.30 (0.49)	2 (1)	33.3 (25.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	9 (8)	651.5 (509.5)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	3 (2)	6.5 (4.0)	2.0 (0.0)	1.00 (0.79)	2 (2)	22.2 (25.0)
宿泊業、飲食サー ビス業	10 (9)	798.0 (710.0)	3 (3)	2 (1)	12 (9)	4 (5)	22.0 (18.5)	1.5 (1.0)	2.76 (2.61)	7 (6)	70.0 (66.7)
生活関連サービス 業、娯楽業	14 (15)	972.0 (1,035.5)	8 (8)	4 (2)	31 (32)	2 (2)	52.0 (51.0)	4.5 (4.0)	5.35 (4.93)	9 (9)	64.3 (60.0)
教育、学習支援業	14 (15)	1,318.5 (1,362.0)	2 (1)	2 (1)	5 (7)	1 (1)	11.5 (10.5)	3.0 (0.0)	0.87 (0.77)	3 (4)	21.4 (26.7)
医療、福祉	178 (178)	25,660.5 (28,463.5)	124 (132)	49 (54)	575 (583)	125 (174)	934.5 (988.0)	82.0 (132.5)	3.64 (3.47)	132 (131)	74.2 (73.6)
複合サービス事業	5 (5)	3,526.5 (3,522.5)	15 (13)	0 (0)	53 (48)	1 (0)	83.5 (74.0)	8.0 (4.0)	2.37 (2.10)	4 (3)	80.0 (60.0)
サービス業	43 (44)	6,406.5 (6,418.0)	30 (34)	7 (9)	110 (109)	10 (17)	182.0 (194.5)	24.0 (17.5)	2.84 (3.03)	30 (34)	69.8 (77.3)
その他の産業	4 (5)	206.5 (278.0)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	3.0 (6.0)	1.0 (0.0)	1.45 (2.16)	3 (3)	75.0 (60.0)

注 [1. (1)①表の注]と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

②障害種別雇用状況

区 分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
産業計	人 2,591.5 (2,665.5)	人 327 (340)	人 41 (56)	人 640 (685)	人 93 (98)	人 1,381.5 (1,470.0)	人 71.5 (92.5)	人 117 (123)	人 49 (36)	人 422 (442)	人 92 (92)	人 751.0 (770.0)	人 47.5 (47.0)	人 299 (308)	人 160 (148)	人 160 (87)	人 459.0 (425.5)	人 82.0 (93.5)
建設業	86.0 (82.0)	19 (18)	2 (3)	34 (33)	2 (2)	75.0 (73.0)	1.0 (4.0)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	6.0 (5.0)	1.0 (0.0)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	1.0 (0.0)
製造業	764.0 (795.5)	108 (112)	4 (3)	173 (197)	10 (11)	398.0 (429.5)	14.5 (15.5)	43 (52)	5 (4)	152 (151)	6 (6)	246.0 (262.0)	13.5 (13.5)	114 (100)	6 (6)	6 (2)	120.0 (104.0)	22.0 (10.0)
情報通信業	25.0 (28.0)	8 (10)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	19.0 (22.0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	1.0 (4.0)
運輸業、郵便業	120.0 (114.0)	25 (25)	3 (3)	43 (45)	2 (2)	97.0 (99.0)	2.0 (12.0)	2 (1)	1 (1)	6 (5)	2 (0)	12.0 (8.0)	0.5 (0.0)	8 (6)	3 (1)	3 (1)	11.0 (7.0)	0.0 (1.0)
卸売業、小売業	242.5 (237.0)	31 (27)	5 (6)	62 (67)	6 (11)	132.0 (132.5)	4.5 (5.0)	15 (13)	5 (4)	37 (36)	9 (8)	76.5 (70.0)	4.0 (0.5)	27 (26)	7 (11)	7 (6)	34.0 (34.5)	4.0 (4.5)
金融業、保険業	52.5 (60.5)	9 (12)	0 (1)	27 (27)	0 (0)	45.0 (52.0)	1.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2.5 (2.5)	0.0 (0.0)	4 (5)	1 (1)	1 (1)	5.0 (6.0)	0.0 (1.0)
不動産業、物品賃貸業	6.5 (2.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	2.5 (2.0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	3.0 (0.0)	3.0 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	6.5 (4.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	2.5 (1.0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)	1.0 (0.0)
宿泊業、飲食サービス業	22.0 (18.5)	3 (3)	2 (1)	6 (6)	3 (2)	15.5 (14.0)	0.5 (1.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	2.5 (1.5)	1.0 (0.0)	2 (1)	2 (3)	2 (1)	4.0 (3.0)	0.0 (0.0)
生活関連サービス業、娯楽業	52.0 (51.0)	2 (1)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	10.5 (8.5)	3.5 (1.0)	6 (7)	3 (1)	21 (21)	1 (0)	36.5 (36.0)	0.0 (0.0)	3 (2)	2 (5)	2 (4)	5.0 (6.5)	1.0 (3.0)
教育、学習支援業	11.5 (10.5)	2 (1)	1 (1)	4 (6)	1 (1)	9.5 (9.5)	2.0 (0.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)
医療、福祉	934.5 (988.0)	87 (94)	20 (32)	202 (216)	58 (57)	425.0 (464.5)	23.0 (40.5)	37 (38)	29 (22)	145 (172)	67 (68)	281.5 (304.0)	17.0 (28.0)	95 (126)	133 (118)	133 (69)	228.0 (219.5)	42.0 (64.0)
複合サービス事業	83.5 (74.0)	12 (10)	0 (0)	34 (31)	1 (0)	58.5 (51.0)	4.0 (1.0)	3 (3)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	12.0 (11.0)	1.0 (1.0)	13 (12)	0 (0)	0 (0)	13.0 (12.0)	3.0 (2.0)
サービス業	182.0 (194.5)	21 (27)	2 (5)	43 (42)	5 (9)	89.5 (105.5)	12.5 (9.5)	9 (7)	5 (4)	47 (48)	5 (8)	72.5 (70.0)	8.5 (4.0)	16 (16)	4 (3)	4 (3)	20.0 (19.0)	3.0 (4.0)
その他の産業	3.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	2 (6)	0 (0)	2.0 (6.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)

注 [1. (1)②表の注]と同じ
 その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数								③障害者の数が0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	
規模計	203 (100.0%)	154 (75.9%)	31 (15.3%)	8 (3.9%)	9 (4.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	107 (52.7%)
43.5人～100人未満	112 (100.0%)	105 (93.8%)	7 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	94 (83.9%)
100～300人未満	70 (100.0%)	45 (64.3%)	20 (28.6%)	2 (2.9%)	3 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (18.6%)
300～500人未満	14 (100.0%)	3 (21.4%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)	3 (21.4%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	E. 計 (A×2+B+C+D×0.5) (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
県の機関	3 (3)	4,284.5 (4,215.5)	32 (27)	5 (5)	51 (47)	9 (10)	124.5 (111.0)	20.0 (15.0)	2.91 (2.63)	3 (3)	100.0 (100.0)

〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。
- ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	c+((d-e)×0.5)+e (注3)	g. うち新規雇用分(注6)
県の機関	124.5 (111.0)	32 (27)	5 (5)	25 (29)	9 (9)	98.5 (92.5)	11.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (1)	2.0 (1.5)	1.0 (1.0)	21 (16)	3 (1)	3 (1)	24.0 (17.0)	8.0 (5.0)

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。

2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(a欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ④e欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間勤務職員である。

ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分 (注6)			
市町の機関	31 (30)	10,957.0 (10,890.5)	66 (64)	7 (4)	131 (129)	20 (24)	280.0 (273.0)	23.0 (18.5)	2.56 (2.51)	23 (24)	74.2 (80.0)

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
市町の機関	280.0 (273.0)	65 (63)	7 (4)	98 (92)	16 (20)	243.0 (232.0)	17.5 (11.5)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	4 (4)	8.0 (8.0)	0.5 (0.0)	27 (28)	2 (5)	2 (5)	29.0 (33.0)	5.0 (7.0)

注 [2(1)②の表の注]と同じ

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)				F. うち新規雇用分 (注6)
県の教育委員会	機関 1 (1)	7,681.5 (7,644.0)	55 (54)	0 (0)	90 (87)	1 (1)	200.5 (195.5)	17.0 (13.0)	2.61 (2.56)	機関 1 (1)	100.0 (100.0)

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員 (注3)	f. 計 c+(d-e) ×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
県の教育委員会	200.5 (195.5)	55 (54)	0 (0)	54 (50)	1 (1)	164.5 (158.5)	9.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	4.0 (6.0)	0.0 (1.0)	32 (31)	0 (0)	0 (0.0)	32.0 (31.0)	8.0 (6.0)

注 [2(1)②の表の注]と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる働手数 (注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者並びに知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)				F. うち新規雇用分 (注6)
地方独立行政法人	1	876.5	2	2	12	1	18.5	1.5	2.11	0	0.0
	(1)	(869.5)	(3)	(2)	(12)	(0)	(20.0)	(0.0)	(2.30)	(0)	(0.0)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる働手数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
- ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分 (注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員 (注3)	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用分 (注6)
地方独立行政法人	18.5	2	2	10	1	16.5	1.5	0	0	1	0	1.0	0.0	1	0	0	1.0	0.0
	(20.0)	(3)	(2)	(10)	(0)	(18.0)	(0.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(0.0)

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照))に該当する者を除く。)である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、④d欄の精神障害者である、短時間労働者については1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
- ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.6%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		4,284.5	124.5	2.91	0.0	
佐賀県知事部局		3,890.0	111.0	2.85	0.0	
佐賀県警察本部		349.5	12.5	3.58	0.0	
佐賀県競馬組合		45.0	1.0	2.22	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.6%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		10,957.0	280.0	2.56	17.5	
佐賀市(特例認定)		2,543.5	69.5	2.73	0.0	注4
唐津市(特例認定)		1,701.5	46.0	2.70	0.0	注4
鳥栖市(特例認定)		754.5	15.0	1.99	4.0	注4
多久市(特例認定)		419.0	16.0	3.82	0.0	注4
伊万里市(特例認定)		745.5	20.0	2.68	0.0	注4
武雄市(特例認定)		621.5	13.5	2.17	2.5	注4
鹿島市(特例認定)		404.5	9.0	2.22	1.0	注4
小城市		323.5	5.0	1.55	3.0	
嬉野市		286.0	8.0	2.80	0.0	
神埼市(特例認定)		475.0	9.0	1.89	3.0	注4
吉野ヶ里町(特例認定)		192.5	6.0	3.12	0.0	注4
基山町		191.0	5.0	2.62	0.0	
上峰町(特例認定)		115.0	3.0	2.61	0.0	注4
みやき町		288.0	5.0	1.74	2.0	
玄海町		135.5	5.0	3.69	0.0	
有田町		161.0	5.0	3.11	0.0	
大町町		82.0	2.0	2.44	0.0	
江北町		95.5	2.0	2.09	0.0	
白石町(特例認定)		241.0	6.0	2.49	0.0	注4
太良町		94.5	1.0	1.06	1.0	
佐賀市上下水道局		148.5	5.0	3.37	0.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里有田共立病院		186.5	4.0	2.14	0.0	
佐賀東部水道企業団		77.0	3.0	3.90	0.0	
佐賀中部広域連合		64.5	1.0	1.55	0.0	
小城市教育委員会		174.0	6.5	3.74	0.0	
嬉野市教育委員会		114.5	2.0	1.75	0.0	
みやき町教育委員会		77.0	2.5	3.25	0.0	
江北町教育委員会		42.0	1.0	2.38	0.0	
佐賀西部広域水道企業団		78.0	1.0	1.28	1.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合 伊万里・有田地区特別養護老人ホームくみみ		60.5	2.0	3.31	0.0	
町立太良病院		64.0	1.0	1.56	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐賀市	佐賀市教育委員会
唐津市	唐津市教育委員会
鳥栖市	鳥栖市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
伊万里市	伊万里市教育委員会
武雄市	武雄市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会		7,681.5	200.5	2.61	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.6%）

区分	項目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		876.5	18.5	2.11	3.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 民間企業における都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239	／ 108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069	／ 3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582	／ 1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614	／ 1,038
宮城	2.29	0.08	51.1	0.9	830	／ 1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.2	521	／ 811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557	／ 973
福島	2.29	0.10	56.7	2.4	862	／ 1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865	／ 1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805	／ 1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964	／ 1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869	／ 3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518	／ 2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057	／ 23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.8	2,368	／ 5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224	／ 2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.3	598	／ 1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653	／ 1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460	／ 765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.2	401	／ 660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091	／ 1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939	／ 1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717	／ 3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	2.9	3,531	／ 6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810	／ 1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559	／ 944
京都	2.37	0.06	53.7	1.6	1,055	／ 1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021	／ 8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899	／ 3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.1	460	／ 705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411	／ 639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307	／ 478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426	／ 612
岡山	2.58	0.04	56.0	1.7	859	／ 1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265	／ 2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562	／ 961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341	／ 538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519	／ 909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590	／ 1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344	／ 541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170	／ 4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430	／ 633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638	／ 1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812	／ 1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.6	587	／ 901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569	／ 869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802	／ 1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708	／ 1,086